

「学級閉鎖基準の変更」について

平成21年12月28日

健康増進課
松山(3223) 氏平(3224)
防災統括室
神原(2284)

平成21年8月26日に奈良県新型インフルエンザ対策本部が策定した「二学期からの学校（園）における感染予防対策について」の中の、「学級閉鎖」の基準を次の通り変更し、3学期から適用するものとする。

変更前（H21.8.26～H21.12.27）	変更後（H21.12.28～）
1. 感染予防対策 （省略） 2. 学級・学年閉鎖及び休校の基準 1) 学級閉鎖 ①設置者は、7日以内に同一学級において、インフルエンザの診断が報告され児童生徒が、 <u>3人以上</u> の場合は、その学級を閉鎖する。 ②閉鎖の期間は、3人目の患者の診断が報告された翌日から5日間（土・日曜日を含む。）とする。 2) 学年閉鎖の基準（H21.9.18変更） （省略） 3) 休校（H21.9.18変更） （省略） 3. 省略 4. 省略	1. 変更なし 2. 学級・学年閉鎖及び休校の基準 1) 学級閉鎖 ①設置者は、インフルエンザの診断が報告された児童生徒が1名以上あり、かつ、その学級における「かぜ・インフルエンザ」による欠席率が急速に高くなった場合は、その学級の閉鎖を検討する。 欠席率が急速に高くなった場合の目安は、欠席率がおよそ7日以内で <u>10%～15%</u> に達したときとする。 ②閉鎖の期間は、閉鎖を決定した日の翌日から5日間（土・日曜日を含む。）とする。 2) 変更なし 3) 変更なし 3. 変更なし 4. 変更なし

(変更の理由)

1. 地域社会において、インフルエンザ患者がまん延している現状では、学校での休業措置は地域社会における感染拡大防止の効果は少ない。
2. 児童生徒の半数近くが既に感染しているとの推計もあり、また、12月から児童生徒へのワクチン接種も開始されたことから、学校での感染拡大のスピードは今後減速していくと予測される。
3. 学校間における患者発生状況に差があり、県下一律の基準ではなく、それぞれの学校の実情にあった対応が必要。
4. 患者の発生状況が、11月末をピークに下降傾向にある。

学級閉鎖基準の変更

変更前 (H21.8.26 ~ H21.12.27)	変更後 (H21.12.28 ~)
<p>二学期からの学校（園）における感染予防対策について</p> <p>1. 感染予防対策</p> <p>1) 学校（園）は、児童生徒、保護者に対して、手洗い・うがいの励行、マスクの着用、インフルエンザ様症状がある場合の医療機関の受診、休業中の外出の自粛、咳エチケットの徹底、朝夕の検温等の徹底を指導</p> <p>2) 学校に対して手洗い消毒薬の配備を要請</p> <p>3) インフルエンザ様症状の欠席者からの学校への報告の徹底</p> <p>2. 学級・学年閉鎖及び休校の基準</p> <p>1) 学級閉鎖</p> <p>①設置者は、<u>7日以内に同一学級において、インフルエンザの診断が報告された児童生徒が、3人以上の場合は、その学級を閉鎖する。</u></p> <p>②閉鎖の期間は、<u>3人目の患者の診断が報告された翌日から5日間（土・日曜日を含む。）とする。</u></p> <p>2) 学年閉鎖 (H21.9.18 変更) 設置者は、学級を越えて感染拡大の恐れがある場合には、状況に応じその学年を5日間（土・日曜日を含む。）の学年休業とする。</p> <p>3) 休校 (H21.9.18 変更) 設置者は、学年を越えて感染拡大の恐れがある場合には、状況に応じその学年を5日間（土・日曜日を含む。）の休校とする。</p> <p>3. 保育所、学童保育においても、同様の扱いとする。</p> <p>4. 休校等の間のインフルエンザ患者数の報告を見て基準の見直しを検討。</p>	<p>二学期からの学校（園）における感染予防対策について</p> <p>1. 感染予防対策</p> <p>1) 学校（園）は、児童生徒、保護者に対して、手洗い・うがいの励行、マスクの着用、インフルエンザ様症状がある場合の医療機関の受診、休業中の外出の自粛、咳エチケットの徹底、朝夕の検温等の徹底を指導</p> <p>2) 学校に対して手洗い消毒薬の配備を要請</p> <p>3) インフルエンザ様症状の欠席者からの学校への報告の徹底</p> <p>2. 学級・学年閉鎖及び休校の基準</p> <p>1) 学級閉鎖</p> <p>①設置者は、<u>インフルエンザの診断が報告された児童生徒が1人以上おり、かつ、その学級における「かぜ・インフルエンザ」による欠席率が急速に高くなった場合は、その学級の閉鎖を検討する。</u></p> <p><u>欠席率が急速に高くなった場合の目安は、欠席率がおよそ7日以内に10%～15%に達したときとする。</u></p> <p>②閉鎖の期間は、<u>閉鎖を決定した日の翌日から5日間（土・日曜日を含む。）とする。</u></p> <p>2) 学年閉鎖 (H21.9.18 変更) 設置者は、学級を越えて感染拡大の恐れがある場合には、状況に応じその学年を5日間（土・日曜日を含む。）の学年休業とする。</p> <p>3) 休校 (H21.9.18 変更) 設置者は、学年を越えて感染拡大の恐れがある場合には、状況に応じその学年を5日間（土・日曜日を含む。）の休校とする。</p> <p>3. 保育所、学童保育においても、同様の扱いとする。</p> <p>4. 休校等の間のインフルエンザ患者数の報告を見て基準の見直しを検討。</p>

1. 新型コロナウイルス感染症による学級・学年閉鎖、休校(園)数

対象期間: 平成21年9月1日～12月25日

校種別	施設数 (A)	学級閉鎖数		学年閉鎖		休校		実施施設数 合計※2 (B)	B/A
		学校(園・所)数	のべ学級数	学校(園・所)数	のべ学年数	学校(園・所)数	のべ休校数		
幼稚園	200	117	325	46	64	42	55	156	78.0%
小学校	220	168	2,595	143	360	63	64	211	95.9%
中学校 ※1	120	99	1,019	86	186	13	14	112	93.3%
高等学校 ※1	54	50	801	26	41	5	5	52	96.3%
高等専門学校	1	1	13					1	100.0%
特別支援学校	10	3	16	9	20	2	2	9	90.0%
保育所	191	49	112	4	5	143	236	162	84.8%
学童保育	212			1	1	146	266	146	68.9%
合計	1,008	487	4,881	315	677	414	642	849	84.2%

※1 中学校は国立学校・私立学校の中等教育学校前期を含み、高等学校は国立学校・私立学校の中等教育学校後期を含む。
 ※2 学級・学年閉鎖・休校のうち、複数を実施した施設は1校としてカウントしている。

2. 奈良県内学校における新型コロナウイルスの罹患患者数(推計)

対象期間: 平成21年7月1日～11月30日

校種等	児童、生徒数(人) (A)	罹患率(%) (B)	推計罹患患者数(人) (C)
幼稚園	18,538	17.9%	3,326
小学校	78,451	30.7%	24,060
中学校	41,897	25.7%	10,755
高等学校	37,395	20.4%	7,616
合計	176,281	26.6%	46,927

※私立学校の罹患患者数については、調査期間が10/30までのため、公立学校の罹患率に基づいて推計した。
 罹患率(B)は、公立学校についての調査結果。
 推計罹患患者数は、公立、私立を含めた県内学校の児童、生徒数に、上記罹患率(B)を乗じて得た推計値である。

3. インフルエンザ定点当たり報告数

区分	36週 8/31～ 9/6	37週 9/7～ 9/13	38週 9/14～ 9/20	39週 9/21～ 9/27	40週 9/28～ 10/4	41週 10/5～ 10/11	42週 10/12～ 10/18	43週 10/19～ 10/25	44週 10/26～ 11/1
全国	2.62	3.21	4.95	4.25	6.40	12.92	17.65	24.62	33.28
奈良県	1.93	2.07	3.56	3.15	4.85	9.07	10.93	17.80	22.85

区分	45週 11/2～ 11/8	46週 11/9～ 11/15	47週 11/16～ 11/22	48週 11/23～ 11/29	49週 11/30～ 12/6	50週 12/7～ 12/13	51週 12/14～ 12/20
全国	32.76	35.15	38.89	39.63	31.82	27.39	22.44
奈良県	20.29	26.91	27.65	30.95	27.91	26.49	21.18